

令和5年度公益財団法人盛岡国際交流協会 国際交流事業補助金 実施要項

1 事業の目的

盛岡市内の民間団体が行う国際交流、国際交流協力活動を支援するため、公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱に基づき、対象経費に対して補助金を交付することで、盛岡市の国際化の推進に資することを目的といたします。

2 事業の内容

当事業に係る補助内容については、「公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱」に基づくものとします。

3 募集期間

- ・ 第一次 令和5年4月17日(月)～令和5年5月12日(金)
- ・ 第二次 令和5年6月5日(月)～令和5年12月22日(金)

4 募集方法

- ・ 第一次

盛岡国際交流協会のホームページやSNS等での周知を行います。募集期間中に応募のあったものの中から、予算の範囲内において1事業につき10万円を限度額として交付決定します。

- ・ 第二次

第一次募集で、予算額に達しなかった場合に募集することとし、募集期間の間、盛岡市発行の「広報もりおか」への掲載、盛岡国際交流協会のホームページやSNS等での定期的な周知を行います。募集期間中に応募のあったものの中から、予算の範囲内において1事業につき10万円を限度額として交付決定します。

5 交付の決定

補助金の交付については、募集期間終了後、事務局内の審査を経て決定し、審査には概ね2週間程度期間を要します。

なお、補助金交付決定前に事業に着手することは可能ですが、審査の結果、補助の対象とならなかった場合、該当団体への支出は行えないことはもとより、採択となった場合でも、補助対象経費にあたらぬものについては支出できませんので、十分に御留意願います。

6 その他

令和5年度 団体等育成事業 助成金補助予算額 300,000円